

Q-追2

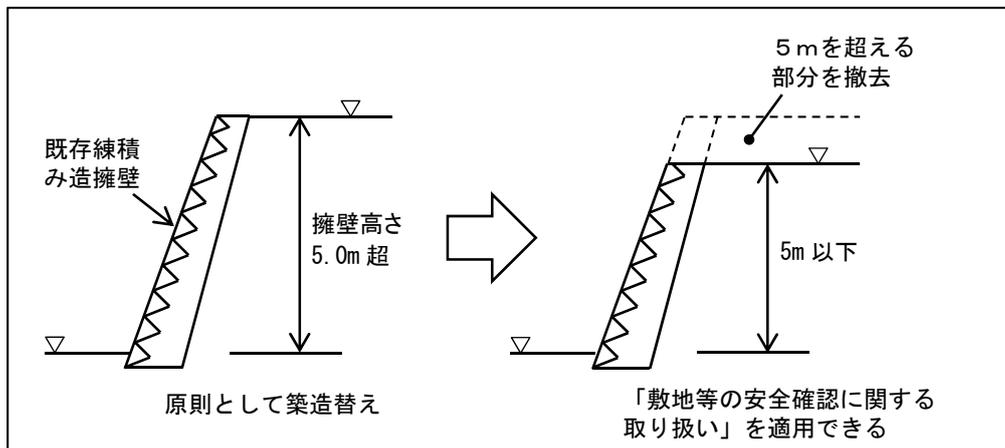
高さが5mを超える既存の練積み造擁壁について

改正履歴 令和3年3月作成

建築基準法で準用する宅地造成等規制法施行令第8条の規定により、間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の高さは5m以下とされています。

そのため、5mを超える既存の練積み造擁壁は、原則として築造替えとなりますが、高さが5mを超える部分を撤去するなど適切な措置を行う前提で、「敷地等の安全確認に関する取り扱い」を適用できるものとします。

※隣地所有の場合は撤去による改善が困難なため、擁壁のないがけと見なし、がけの崩壊に対して安全となるよう建築物を計画するものとします。



擁壁高さが5mを超える場合の改善例